

平成 24 年度違法伐採対策・合法性証明木材推進専門委員会の
運営について

1 趣旨

違法伐採対策・合法性証明木材推進に関する事業に関して、林野庁ガイドラインに基づいて合法性が証明された木材・木材製品（以下合法木材という）ラベリング（表示）を通じて消費者等に対する分かりやすい情報提供の他、合法木材供給体制の信頼性向上に関するコンセンサスの方法などを検討するため専門委員会を開催する。

2 構成員

メンバーは、学識経験者、木材業界、需要者側団体、環境 N G O 等から構成され、(社) 全国木材組合連合会会長が委嘱する。

3 検討事項

- (1) 合法性が証明された木材・木材製品のラベリングについて
- (2) 合法性が証明された木材・木材製品の供給体制の信頼性確保にかかるモニタリングの新たな体制の整備について
- (3) その他

4 事務局

(社) 全国木材組合連合会におき、(財) 林業経済研究所の協力を得て実施する。

5 情報公開

協議内容は、合法木材ナビホームページにより、合法木材供給事業者認定団体の間で共有するとともに、必要があれば一般に公開する。